

初期消火器具設置費用の一部補助について【周知依頼】

1 事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

2 お願いしたいこと

【地区連長】 地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】 定例会等で御検討いただき、申請する場合はお住いの区の消防署に御相談の上、申請を行ってください。

3 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 定期的に訓練を実施できる。
- (2) 地域に消火栓がある。
- (3) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大の恐れがある。

4 申請方法

- (1) 受付期間：令和7年4月1日（火）～9月30日（火）
 - (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、最寄りの消防署に御提出をお願い致します。
- ※ 申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロード又は最寄りの消防署でお渡しします。

○「横浜市 初期消火器具」で検索

○2次元コード



裏面あり

5 補助の対象経費

今年度も引き続き、①初期消火器具の新規設置又は器材全ての更新設置の場合、②消防用ホースなどの器材の一部更新や、既に自治会町内会が所有している初期消火箱への新たな資機材（スタンダードパイプや台車等）を追加する場合の補助を行います。

また、令和7年度からは、③横浜市密集市街地における地震火災対策計画で定める「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合、初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の10分の9に相当する額（上限27万円）を補助するメニューを新たに追加します。

	整備内容	補助の対象経費
①	初期消火器具の <u>新規設置又は器材全ての更新設置</u> の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の <u>2/3に相当する額（上限20万円/1件）</u>
②	初期消火器具の <u>一部更新設置</u> ^{*1} の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の <u>2/3に相当する額（上限7万円/1件）</u>
③	<u>「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置</u> する場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の <u>9/10に相当する額（上限27万円/1件）</u>

※ 西区内の重点対策地域

【全域】

赤門町2丁目、霞ヶ丘、境之谷、西戸部町1丁目、西戸部町2丁目、西戸部町3丁目、西前町2丁目、西前町3丁目、東久保町、藤棚町1丁目、藤棚町2丁目、元久保町

【地域の一部】

伊勢町1丁目、伊勢町2丁目、伊勢町3丁目、老松町、久保町、中央一丁目、中央二丁目、浜松町

6 令和6年度の西区内の設置等の実績と定期的な訓練実施のお願い

令和6年度の設置等の実績は、3自治会で、新規1件、一部更新2件でした。

これまで西区で補助を受けた自治会町内会の初期消火器具等取扱訓練実施率は令和6年度中は28件中14件となっており、50%の実施率となっています。

西区内は家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大の恐れがある地域が多数存在しており、日頃から地域に設置された初期消火器具を使用して訓練することで、有事の際に被害の拡大を抑えることができるようになります。

初期消火器具を設置されている自治会町内会は定期的な訓練の実施をお願いします。

また、訓練実施の際は事前に消防署に御連絡をお願いします。当日は西消防署または西消防団が訓練に立ち合わせていただきます。

【参考：令和6年度訓練の事例】

- 1 同一連合町内会において、複数の自治会・町内会が合同で訓練を実施
(紅梅町内会、戸部5丁目自治会、天神町町内会、紅梅二町内会、石崎町内会)
- 2 消防局が主催している初期消火器具の取り扱い訓練会に参加
横浜市防災センターにおいて、各区の自治会・町内会から2名までの定員60名の訓練会を6月に2回実施

西消防署総務・予防課予防係
担当 堀田、木下、松延、阿部
電話/FAX 045-313-0119
メール sy-nishiyobou@city.yokohama.lg.jp